解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十六日
大分県玖珠郡玖珠町大字森二四三〇番地
農事組合法人鬼丸牧野組合
清算人　宮川　謙次

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十六日
宮崎県延岡市北浦町三川内一八〇〇番地
農事組合法人三川内椎茸生産組合
清算人　梅田　寿

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年五月一日開催の理事会及び評議員会の議決並びに同年十一月二十五日北海道知事の認可により平成二十八年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十六日
北海道江別市大麻東町三〇番地の一〇
学校法人鶴川学園
清算人　鶴川　鼎子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四六条の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十六日
山形県酒田市本町一丁目二番五二号
財団法人酒新社
代表清算人　山口　由香

平成二十七年度決算公告

平成二十八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部　一、八〇四、一二七
負債の部計　九、五五〇
負債及び正味財産の部　一、八〇四、一二七
正味財産の部計　一、七九四、五七七
正味財産の部計　一、八〇四、一二七

平成二十八年五月十六日
鹿児島市上福元町六八九六番地一
公益財団法人霊園開発協会
代表理事　森山　道成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県黒川郡大郷町土橋字勘兵衛四四番地五、最後の住所宮城県黒川郡大郷町土橋字勘兵衛四四番地の五
被相続人　亡　八巻　俊次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十六日
宮城県仙台市青葉区国分町一―七―一八
白蜂広瀬通ビル四階原田綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　原田　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市仁井田二ツ屋一丁目一〇番、最後の住所秋田県秋田市牛島字東潟敷六〇二番地
被相続人　亡　高橋　信一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十六日
秋田県秋田市山王二丁目二番一七号　山王ピアレスビル二階　かおる総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　古谷　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区登戸三丁目一七〇番地、最後の住所茨城県水戸市松本町一六番三四号ハイツ高野一〇三号
被相続人　亡　山中　朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十六日
事務所茨城県水戸市千波町七二七番地一石川ビル四〇二
相続財産管理人　弁護士　上澤　一朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市南町二丁目三五番地、最後の住所群馬県前橋市住吉町一丁目四番一号
被相続人　亡　河島　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十六日
群馬県前橋市新前橋町一番地三五
相続財産管理人　弁護士　吉野　晶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県上尾市大字小泉九五六番地二二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　矢部　康男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十六日
埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一―二松栄浦和ビル四階　新埼玉法律事務所
相続財産管理人　坂下　裕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県加須市久下一七四二番地、最後の住所横浜市港北区日吉七丁目一一番五号
被相続人　亡　野本　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十六日
横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館五階
相続財産管理人　弁護士　桑原　康孝

第77期決算公告　平成28年5月16日
東京都中央区銀座5丁目7番4号
株式会社東京鳩居堂
代表取締役　熊谷　道明

貸借対照表の要旨（平成28年2月29日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,976,158
	固定資産	246,467
	繰延資産	2,353
	資産合計	2,224,979
負純資産の債及び部	流動負債	150,498
	固定負債	78,526
	株主資本	1,995,954
	資本金	30,000
	資本剰余金	15,000
	利益剰余金	1,950,954
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,943,454
	（うち当期純利益）	(48,537)
	負債・純資産合計	2,224,979

第11期決算公告
平成28年5月16日
東京都中央区京橋三丁目1番1号
株式会社サボハニ
代表取締役社長　白山　雅貴

貸借対照表の要旨
（平成28年2月29日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,532
	固定資産	130
	合計	1,662
負純資産の債及び部	流動負債	177
	株主資本	1,485
	資本金	30
	利益剰余金	1,487
	その他利益剰余金	1,487
	（うち当期純利益）	(50)
	自己株式	△32
	合計	1,662

第109期決算公告　平成28年4月28日
千葉県船橋市湊町2丁目7番7号
船橋交通株式会社
代表取締役　篠崎　敦

貸借対照表の要旨（平成28年2月29日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	369,584
	固定資産	926,082
	合計	1,295,666
負純資産の債及び部	流動負債	179,593
	固定負債	150,103
	株主資本	965,970
	資本金	40,000
	資本剰余金	15
	（資本準備金）	(15)
	利益剰余金	925,955
	（利益準備金）	(10,000)
	（その他利益剰余金）	(915,955)
	（うち当期純利益）	(27,373)
	合計	1,295,666